

一般社団法人日本色彩学会 パーソナルカラー研究会運営細則

2000年4月1日制定
2008年4月25日改正
2010年3月3日改正
2013年4月1日改正
2016年4月1日改正
2018年10月1日改正
2019年12月13日改正
2020年4月3日改正

(名称)

第1条 この会は、日本色彩学会パーソナルカラー研究会(英名 Special Interest Group on Personal Color, 略称 sig personal color)と称する。

(所在地)

第2条 本研究会の所在地は、幹事会計の代表者宅におく。

(目的・研究分野)

第3条 本研究会は、日本色彩学会学術委員会傘下の研究会として、パーソナルカラーに関わる分野の研究を促進し、研究成果を社会へ還元することを目的とする。

(研究会会員)

第4条 本研究会は、この会の目的に賛同する正会員およびパーソナルカラー研究会会員により構成される。「以下、正会員およびパーソナルカラー研究会会員を合わせて研究会会員と呼ぶ。」

- 2 本研究会の正会員は、日本色彩学会の会員でなければならない。
- 3 本研究会は、日本色彩学会の会員でない者(準会員)に対して、パーソナルカラー研究会会員として登録日より1年間の参加を認める。
- 4 本研究会のパーソナルカラー研究会会員となるには研究会幹事会での承認を必要とする。

(事業)

第5条 本研究会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行なう。

- (1) 研究発表会、シンポジウムなどの研究集会。
- (2) 講演会、講習会、勉強会、見学会など。
- (3) その他本研究会に相応しい事業。

(研究会総会)

第6条 本研究会は、研究会会員の意思決定の場として、研究会総会を年1回開催する。

- 2 研究会総会は主査並びに幹事の出席を必要とする。また本研究会の正会員は、研究会総会に事前の申し出により出席できる。研究会総会は全幹事出席によるskype等のメール審議でも成り立つものとする。
- 3 研究会総会では、活動報告及び活動計画、決算及び予算、人事、その他議案を審議する。
- 4 本研究会の正会員は、研究会総会における議決権を有する。
- 5 本研究会の正会員は、5名以上の同意を経て、研究会総会に議案を提出することができる。
- 6 本研究会の準会員は、オブザーバとして研究会総会を傍聴することができる。
- 7 本研究会は、通常の研究会総会とは別に、必要なときは臨時の研究会総会を開催することができる。この場合、電子メール、skype等の通信手段により開催することができるものとする。

(研究会幹事会)

第7条 本研究会は、研究会の円滑な運営を進めるために、随時、研究会幹事会を開催することがある。この場合、電子メール、skype等の通信手段により開催することができるものとする。

(主査・幹事・監事・顧問)

第8条 本研究会は、この会を代表する主査1名、ならびに主査を補佐するために10名以下の幹事、および2名以下の監事、若干名の顧問をおく。

2 主査および幹事、監事、顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 主査候補者は、研究会総会において選出し、学術委員会に報告する。

4 主査、幹事および顧問は日本色彩学会研究会規定に従って選任する。

5 主査は、任期を全うした後も、学術委員長が新主査を任命するまでは、継続して任務を遂行する。

6 監事は、研究会において選任し、会計等の監査を行う。

7 幹事を辞任する場合、次年度前の12月末までに幹事会に申し出をする。

(入会・退会)

第9条 本研究会に入会しようとするものは、入会申込書を主査に提出して承認を得なければならない。

2 本研究会を退会しようとする研究会会員は、退会届を主査に提出しなければならない。

3 連絡が取れなくなった研究会会員について、年度末に電話等の連絡を行ない、それでも連絡つかずの場合は次年度末に退会扱いとする。

(会計と会費)

第10条 本研究会は、教材や冊子等の資料代について、実費を申し受ける。

(その他)

第11条 本会則に規定されない事項については、日本色彩学会研究会規定に従うものとする。

(改廃)

第12条 本会則の改廃は、本研究会が起案し、研究会総会の承認を経て学術委員会が行う。

付則 本会則は、制定の日から施行する。